

## 退院時共同指導加算、退院支援指導加算、特別管理指導加算

退院時共同指導加算（8,000円）

訪問看護の退院支援共同加算の算定要件は、患者が退院後に訪問看護を受ける予定であり、**退院前に**病院職員と訪問看護師が共同で指導を行い、その指導内容を文書で記録して双方に提供することです。対象となるのは入院中の患者で、共同指導は退院（所）施設の職員と訪問看護ステーションの看護師（准看護師を除く）が行います。算定は、退院日翌日以降の初回の訪問看護の際に、訪問看護管理療養費に加算して行われます。

## 退院時共同指導加算、退院支援指導加算、特別管理指導加算

退院支援指導加算（退院日6,000円、退院日長時間8,400円）

医療保険の退院支援指導加算は、医療機関から退院した利用者に対して、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、**「退院日」に在宅で療養上必要な指導**を行った場合に算定できる加算です。

算定対象者

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

特別な管理が必要な厚生労働大臣が定める利用者

退院日の訪問看護が必要であると医師の指示がある利用者